

事務連絡
令和5年12月19日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室) 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の 装備状況の調査(第2回)結果及び装備促進について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

令和5年11月6日付け、事務連絡「教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査(第2回)について」による安全装置の装備状況の調査に御協力いただき、ありがとうございました。

今回の調査結果については、別添1「送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査(第2回)結果について」のとおりであり、本日、こども家庭庁のホームページにおいて公表しましたので、御承知おきください。

今回の調査結果を受けて、今後取り組んでいくべき対策を下記のとおりお示ししますので、引き続き、送迎用バスに対する安全装置の装備促進に御留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 不装備による法令違反の認識の醸成について

送迎用バスに対する安全装置の装備については、関係府省令等の改正により義務付けられたものであり、令和6年3月31日をもって、経過措置期間が終了することから、今年度中に安全装置を装備しなければ、来年度以降、法令違反としてそれぞれの所管法令によって改善勧告、事業停止命令等の対象となり得る（令和4年12月28日付けの各種通知文参照）。

このことについて、指導監査権限を有する各自治体が再認識するとともに、所管する施設・事業所に対しても周知を徹底し、安全装置を装備しないことが法令違反となる認識の醸成を図ること。

2. 装備状況の進捗管理について

各自治体においては、今年度中に装備を完了する予定と回答した施設・事業所については、あくまで装備予定であって、未だ安全装置の装備が完了していないことを念頭に置き、装備が完了したことを個別に確認するなど、その進捗状況を管理すること。

また、今年度中に装備予定がないと回答した施設・事業所を所管する自治体においては、1.に記載した事項を踏まえ、安全装置の装備を阻害する要因を除去して確実に装備させるよう働きかけるとともに、装備ができない場合には、来年度から同車両による送迎を中止することを促すなど、個別に対応すること。

万が一、来年度以降も安全装置の装備がない送迎用バスを運行するようであれば、適切な指導監査に基づき、所要の措置を講じること。

3. 装備状況の公表について

各自治体においては、こどもの安全に関する情報を保護者等に積極的に提供するという観点から、管内の施設・事業所における安全装置の装備状況や装備予定の公表について、積極的に検討すること。

4. 義務化対象の誤認防止について

安全装置の装備が義務付けられた送迎用バスについては、これまでも周知を図ってきたとおり、通園・通学を目的とした自動車のうち、座席（車椅子を使用するこどもが当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として対象となっている。

施設・事業所が、本来は義務化対象となる送迎用バスであるにも関わらず、誤った認識により安全装置を装備しないことがないように、別添2「安全装置の

「設備の義務づけの例外となる自動車のイメージ」を活用するなどして、誤認の防止を図ること。

なお、今年度中に誤認等によって義務化対象となる送迎用バスに安全装置の装備予定がない施設・事業所を把握した場合には、早急に安全装置の装備に向けた手続きを行わせるとともに、補助事業の適用の可否について早急に確認する必要があることから、当該施設・事業所を所管することも家庭庁又は文部科学省の予算担当まで連絡すること。

【問合せ先】

- **集計及び公表に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)
Mail:anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp
 - **幼稚園、特別支援学校(全類型)及び認定こども園(幼稚園型)に関すること**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
[Tel:03-6734-2695](tel:03-6734-2695)
 - **保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
[Tel:03-6858-0058](tel:03-6858-0058)
 - **認定こども園(幼保連携型、保育所型、地方裁量型)に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
[Tel:03-6858-0058](tel:03-6858-0058)
 - **認可外保育施設(全類型)に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
[Tel:03-6858-0133](tel:03-6858-0133)
 - **児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスに関すること**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)
- ### 【予算担当】
- **幼稚園、特別支援学校(全類型)及び認定こども園(幼稚園型)**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
[Tel:03-6734-2695](tel:03-6734-2695)
 - **保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園(幼保連携型、保育所型、地方裁量型)及び認可外保育施設(全類型)**
こども家庭庁成育局保育政策課予算係
[Tel:03-6858-0043](tel:03-6858-0043)
 - **児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)

送迎用バスに対する安全装置の 装備状況の調査(第2回)結果について

こどもまんなか
こども家庭庁

令和5年12月19日

装備状況調査の実施

調査概要

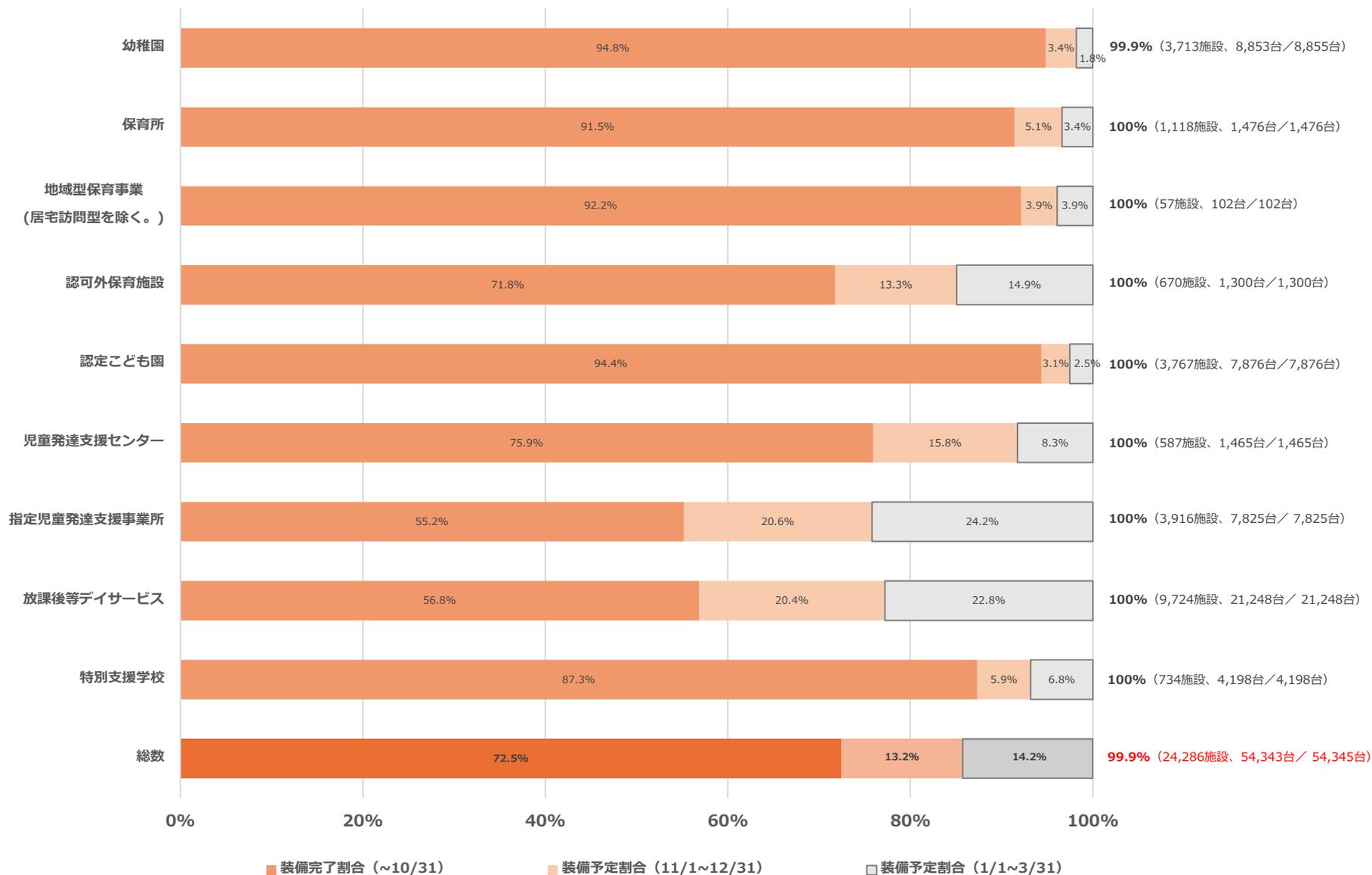
- 令和4年9月、静岡県牧之原市において、送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、同種事案の絶無を期すため、同年10月、政府として緊急対策をとりまとめた。当該対策の一環として、通園等を目的とした自動車、いわゆる送迎用バスに対する安全装置の装備を義務化するため、関係府省令等を改正し、令和5年4月1日に施行した。
- 安全装置の装備の義務化については、令和6年3月31日をもって1年間の経過措置期間が終了することから、令和5年10月末時点における安全装置の装備状況について、文部科学省と連携して調査を実施したものである。
 - ・ 調査開始日 : 令和5年11月6日(月)
 - ・ 国への報告期限 : 令和5年12月13日(水)

調査項目

- 1 送迎用バスを運行している施設・事業所数
- 2 送迎用バスの運行台数
- 3 安全装置の装備を完了した送迎用バスの台数 [令和5年10月31日時点]
- 4 安全装置を装備する予定の送迎用バスの台数 [令和5年12月31日まで]
- 5 安全装置を装備する予定の送迎用バスの台数 [令和6年3月31日まで]

※ 関係府省令等の改正により安全装置の装備が義務付けられた施設・事業所、送迎用バスを対象として調査を実施。

調査結果 【施設・事業所別】



※ 調査結果については、令和5年10月31日を基準日として、令和5年12月13日時点で国に回答があった施設・事業所について取りまとめたものである。
 ※ 運行台数については、施設・事業所の廃止、送迎用バスの廃車等の理由により、来年度運行しない送迎用バスの台数を除く。
 ※ 今後、整備予定の送迎用バスについては、予定どおり整備が完了するように、その進捗状況を管理するよう、自治体に通知する。

調査結果【都道府県別】

都道府県	施設・事業数	運行台数	10月末 装備完了台数（割合）	12月末 装備完了及び 装備予定台数（割合）	3月末 装備完了及び 装備予定台数（割合）	都道府県	施設・事業数	運行台数	10月末 装備完了台数（割合）	12月末 装備完了及び 装備予定台数（割合）	3月末 装備完了及び 装備予定台数（割合）
北海道	1,197施設	2,706台	1,906台(70.4%)	2,186台(80.8%)	2,706台(100%)	滋賀県	251施設	573台	472台(82.4%)	512台(89.4%)	573台(100%)
青森県	420施設	741台	630台(85.0%)	683台(92.2%)	741台(100%)	京都府	466施設	1,059台	737台(69.6%)	924台(87.3%)	1,059台(100%)
岩手県	252施設	497台	276台(55.5%)	401台(80.7%)	497台(100%)	大阪府	1,960施設	4,329台	2,901台(67.0%)	3,627台(83.8%)	4,329台(100%)
宮城県	480施設	1,324台	813台(61.4%)	981台(74.1%)	1,324台(100%)	兵庫県	994施設	2,188台	1,741台(79.6%)	1,994台(91.1%)	2,188台(100%)
秋田県	191施設	316台	259台(82.0%)	288台(91.1%)	316台(100%)	奈良県	183施設	364台	236台(64.8%)	330台(90.7%)	364台(100%)
山形県	252施設	481台	449台(93.3%)	455台(94.6%)	481台(100%)	和歌山県	178施設	465台	251台(54.0%)	367台(78.9%)	465台(100%)
福島県	361施設	759台	664台(87.5%)	717台(94.5%)	759台(100%)	鳥取県	108施設	277台	193台(69.7%)	225台(81.2%)	277台(100%)
茨城県	640施設	1,470台	1,228台(83.5%)	1,373台(93.4%)	1,470台(100%)	島根県	113施設	201台	108台(53.7%)	171台(85.1%)	201台(100%)
栃木県	395施設	926台	683台(73.8%)	808台(87.3%)	926台(100%)	岡山県	241施設	482台	328台(68.0%)	389台(80.7%)	482台(100%)
群馬県	411施設	762台	456台(59.8%)	583台(76.5%)	762台(100%)	広島県	606施設	1,273台	842台(66.1%)	998台(78.4%)	1,273台(100%)
埼玉県	1,246施設	3,255台	2,462台(75.6%)	2,865台(88.0%)	3,255台(100%)	山口県	264施設	574台	553台(96.3%)	572台(99.7%)	574台(100%)
千葉県	928施設	2,218台	1,487台(67.0%)	1,758台(79.3%)	2,218台(100%)	徳島県	165施設	319台	291台(91.2%)	302台(94.7%)	319台(100%)
東京都	1,579施設	4,057台	3,231台(79.6%)	3,720台(91.7%)	4,057台(100%)	香川県	131施設	230台	181台(78.7%)	200台(87.0%)	230台(100%)
神奈川県	1,233施設	3,256台	2,176台(66.8%)	2,898台(89.0%)	3,254台(99.9%)	愛媛県	310施設	638台	531台(83.2%)	605台(94.8%)	638台(100%)
新潟県	473施設	834台	672台(80.6%)	728台(87.3%)	834台(100%)	高知県	128施設	241台	208台(86.3%)	215台(89.2%)	241台(100%)
富山県	151施設	299台	227台(75.9%)	261台(87.3%)	299台(100%)	福岡県	1,186施設	2,978台	2,015台(67.7%)	2,585台(86.8%)	2,978台(100%)
石川県	299施設	616台	523台(84.9%)	553台(89.8%)	616台(100%)	佐賀県	264施設	456台	309台(67.8%)	415台(91.0%)	456台(100%)
福井県	145施設	260台	220台(84.6%)	232台(89.2%)	260台(100%)	長崎県	377施設	707台	570台(80.6%)	637台(90.1%)	707台(100%)
山梨県	202施設	407台	353台(86.7%)	374台(91.9%)	407台(100%)	熊本県	449施設	824台	604台(73.3%)	664台(80.6%)	824台(100%)
長野県	287施設	554台	341台(61.6%)	445台(80.3%)	554台(100%)	大分県	414施設	720台	418台(58.1%)	555台(77.1%)	720台(100%)
岐阜県	507施設	1,236台	917台(74.2%)	1,061台(85.8%)	1,236台(100%)	宮崎県	295施設	565台	405台(71.7%)	486台(86.0%)	565台(100%)
静岡県	803施設	1,815台	1,265台(69.7%)	1,527台(84.1%)	1,815台(100%)	鹿児島県	648施設	1,338台	869台(64.9%)	1,110台(83.0%)	1,338台(100%)
愛知県	1,416施設	3,297台	2,322台(70.4%)	2,625台(79.6%)	3,297台(100%)	沖縄県	355施設	681台	537台(78.9%)	591台(86.8%)	681台(100%)
三重県	332施設	777台	519台(66.8%)	600台(77.2%)	777台(100%)						

- ※ 調査結果については、令和5年10月31日を基準日として、令和5年12月13日時点で国に回答があった施設・事業所について取りまとめたものである。
- ※ 運行台数については、施設・事業所の廃止、送迎用バスの廃車等の理由により、来年度運行しない送迎用バスの台数を除く。
- ※ 今後、装備予定の送迎用バスについては、予定どおり装備が完了するように、その進捗状況を管理するよう、自治体に通知する。

都道府県	施設・事業数	運行台数	10月末 装備完了台数（割合）	12月末 装備完了及び 装備予定台数（割合）	3月末 装備完了及び 装備予定台数（割合）
全国	24,286施設	54,345台	39,379台(72.5%)	46,596台(85.7%)	54,343台(99.9%)

【本件担当】

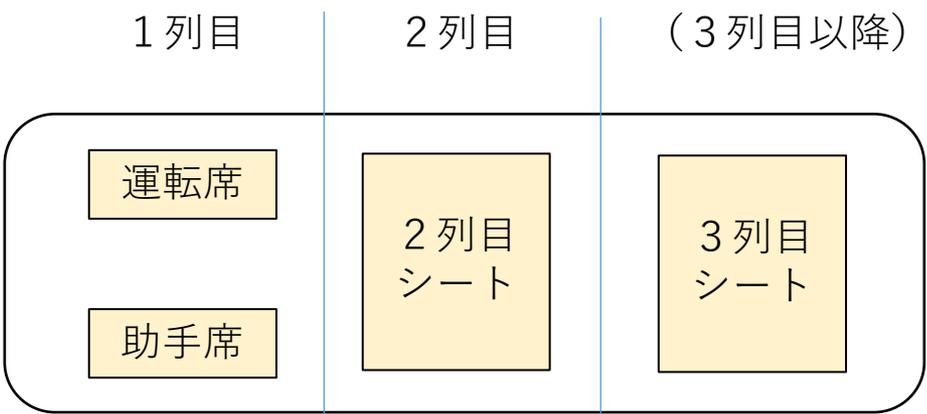
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係

TEL : 03-6858-0183

mail:anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①

①対象

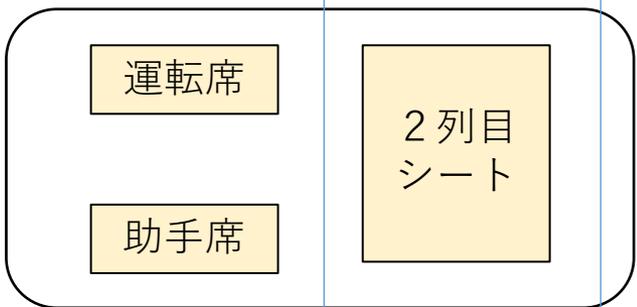


人が座るシート等

人が座らないシート

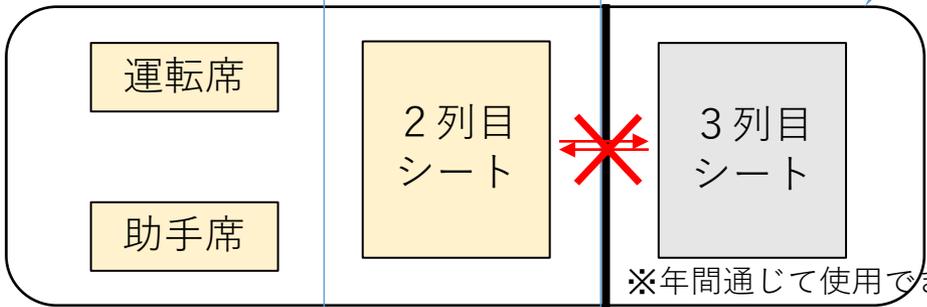
②対象外

2列シート車



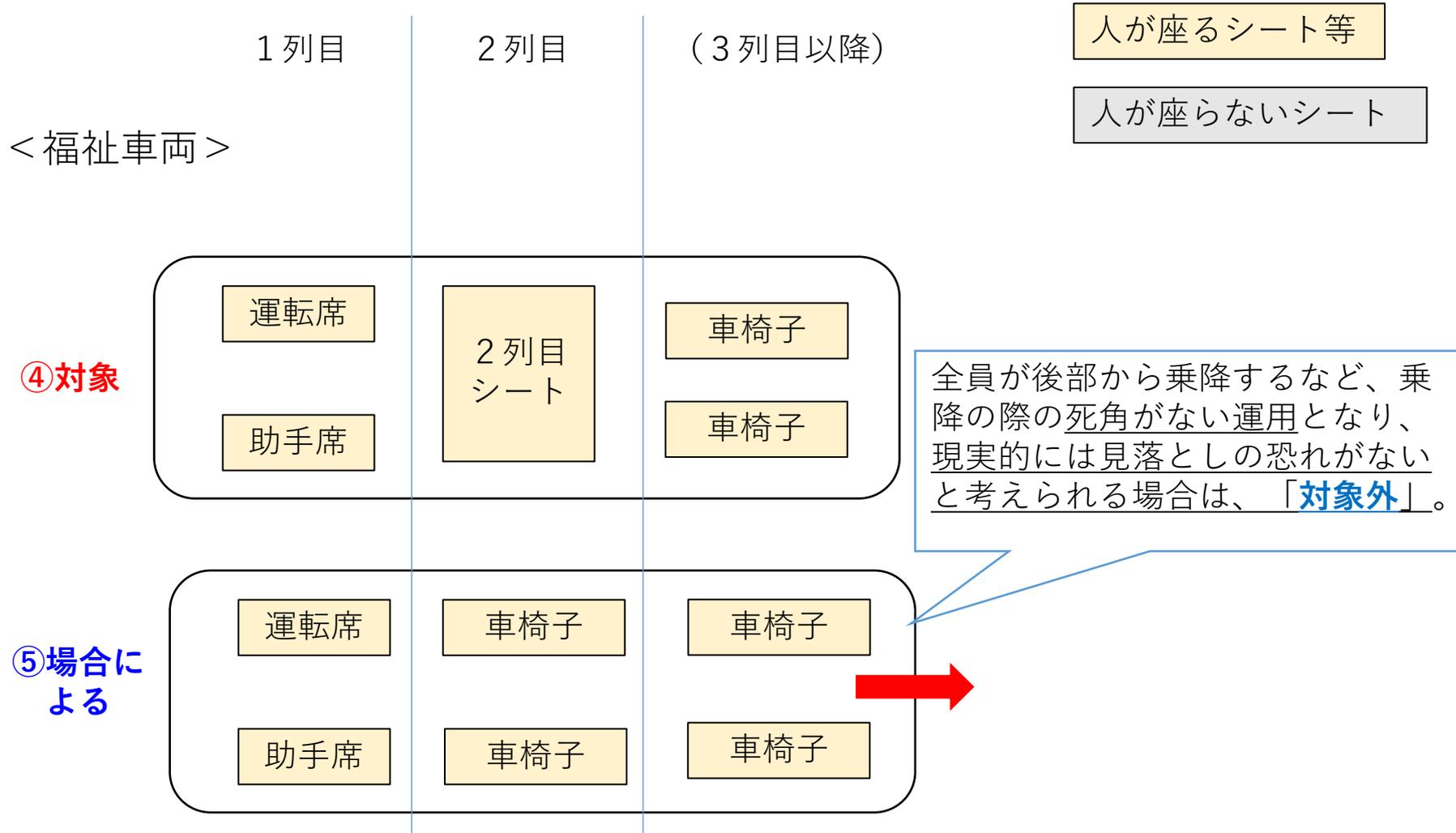
園児が確実に3列目以降の座席を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶するなどしており、現実的には見落としの恐れがないと考えられる場合は、「**対象外**」。

③場合による



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。